

第 93 号議案

阪神高速道路株式会社が高速道路に係る許可を受けた事項の変更の許可に係る申請をすることに同意する件

阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第2項第4号に掲げる事項を変更することについて同条第6項の許可を受けるに当たり、道路管理者が神戸市である部分に関して、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同社から次のとおり同意を求められたので、これに同意する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

阪高計画第34号

令和3年12月23日

神戸市長

久元喜造様

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 吉田 光市 

兵庫県道高速神戸西宮線等に関する事業の変更について(同意申請)

平成18年3月31日付けで国土交通大臣の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」(兵庫県道高速神戸西宮線等に関する事項を含む。)を別紙のとおり変更することについて、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項の規定に基づき許可を受けたいので、同条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

別紙

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

4. 料金の額及びその徴収期間

「別紙3を別添のとおり改め、別添記載事項については、会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。ただし、記〔3〕六.（2）の表中、「一般国道165号（南阪奈道路）」に掲げる事項は平成30年4月1日から、「一般国道165号（第二阪奈道路）」に掲げる事項は平成31年4月1日から実施する。」

を

「別紙3」

に改める。

別紙 3 の一部を次のように改める。

〔 6 〕 中「これを 1 回の通行とみなす。」の次に「(ただし、乗継券の提出による乗継は、会社が別に定める出入口等を E T C 専用施設のみが設置された出入口等に変更するときまでとする。)」を加え、〔 6 〕 を〔 7 〕 とする。

〔 1 〕 二. (1) (注) A 中「なお、別紙 1 - 10 に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。」を削り、同二. (1) (注) A d 中「記〔 6 〕」を「記〔 7 〕」に改め、同二. (1) (注) B 中「以外の自動車。」を「及び E T C 車以外の自動車であって、E T C 専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年建設省令第 18 号）第 13 条第 2 項第 3 号に規定する E T C 専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。」に、「記〔 6 〕」を「記〔 7 〕」に改め、同二. (3) を次のように改める。

(3) 料金調整

① 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等を A、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口を B、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口を C、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等を D とし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B 及び C の走行により迂回走行した自動車が、C において通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向に D まで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

イ E T C 車の場合の料金調整

A B 間の利用距離と C D 間の利用距離を合算して、記 (2)

の計算式により算出した料金を適用する。

ロ 現金車の場合の料金調整

A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、Aからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

- ② 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整
- 阪神高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる阪神高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

[5]中「平成74年9月18日」を「令和44年9月18日」に改め、[5]を[6]とする。

[4]二.中「記[2]二、三(2)及び四」を「記[2]一並びに[3]二、三(2)及び四」に改め、同三.中「記[3]一、四、六、七、八、九及び十」を「記[4]一、四、六、七、八、九及び十」に改め、[4]を[5]とする。

[3]中「記[1]及び[2]一」を「記[1]及び[3]一」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「記[2]三(1)」を「記[3]三(1)」に、「平成44年3月31日」を「令和14年3月31日」に改め、[3]一.(2)中「①」を削り、同四.中「記[6]」を「記[7]」に改め、同五.(2)①イ中「[平成18年3月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関

する事業」のうち本文「1. 高速道路の路線名」中①及び②の路線（以下「京都圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。】を削り、同五.（2）①ロ表3中「大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原JCTまでの区間」の上に「路線名」を加え、「大阪府道高速大阪湾岸線」を「大阪府道高速湾岸線」に改め、同五.（2）②イ中「（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）」及び「ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。」を削り、「5%」を「10%」に改め、同八.（2）中「記〔2〕二」を「記〔3〕二」に改め、同十一. 中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払いに支障のない範囲」を「貸付料の支払いに支障のない範囲内」に改め、〔3〕を〔4〕とする。

〔2〕一. 中「阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）」を「会社」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。」を削り、同二. 中「記〔1〕及び〔2〕一」を「記〔1〕及び〔3〕一」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、同三.（1）中「記〔1〕並びに〔2〕一及び二」を「記〔1〕、〔2〕並びに〔3〕一及び二」に改め、同四. 中「記〔1〕」の次に「及び〔2〕」を加え、〔2〕を〔3〕とし〔3〕の前に次を加える。

「〔2〕ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添2に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、入口等から利用可能な最遠の

出口等までの距離を利用距離とし、記〔1〕二（2）の計算式により算出した額とする。

ただし、別添3に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離を利用距離とする。

なお、適用した料金の額が下表に掲げる額に満たない場合は、平成29年6月1日以降阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から令和4年3月31日までは下表1の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和4年4月1日以降は下表2の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表 1

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	285.8215
大型車	359.4444
特大車	421.6430

表 2

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

また、適用した料金の額が下表に掲げる額を超える場合は、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和4年3月31日までは下表3の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和4年4月1日以降は下表4の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表 3

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表 4

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

（注）

別添 2 又は別添 3 に掲げる出入口等を E T C 専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

二．特例措置

（1）記〔4〕二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額に対して、記〔4〕二に定める割引を適用した額を料金の額とする。

（2）（略）」

別添 2 中「・「－」・・・距離を算出できない、又は通常通行されない経路」の次に「・ E T C 専用施設のみが設置された出入口等は「 E T C 」と表記する。」を加える。

別添 3 中

「

出入口等間	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口 (中野方向から進行して流出する出口等に限る。)	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
泉大津入口 (岸和田北方向へ進行する入口に限る。)(ただし、当該入口における料金徴収開始のときまで適用する。)	16.9
前開出口 (永井谷方向から進行して流出する出口に限る。)	4.8
箕谷出口 (二宮方向から進行して流出する出口に限る。)	8.5

」を

「・ E T C 専用施設のみが設置された出入口等は「 E T C 」と表記する。

出入口等間	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口 (中野方向から進行して流出する出口等に限る。)	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
前開出口 (永井谷方向から進行して流出する出口に限る。)	4.8
箕谷出口 (二宮方向から進行して流出する出口に限る。)	8.5

」に改める。

理 由

道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路整備特別措置法 ぬきがき

(高速道路の新設又は改築)

第3条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について2以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 [略]

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8～10 [略]